

Japan tax alert

EY税理士法人

欧州委員会、シエル事業体の悪用防止に関する指令案(UNSHELL)を発表

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

エグゼクティブサマリー

2021年12月22日、欧州委員会(以下、「欧州委員会」)は、税務上のシエル事業体の悪用を防止するためのルールを定めた指令案を公表しました(この指令案「UNSHELL」は、ATAD IIIとも呼ばれます)。この取り組みは、欧州委員会が2021年5月に発表した「21世紀のビジネス税制に関するコミュニケーション」の中で発表されたものです¹。

この指令案は、経済活動に従事しているが最低限の実体がなく、税制上の優遇措置を得る目的で悪用されているとみられる事業(シエルカンパニー)を加盟国が特定するのを支援するために、報告義務を含むEU全体での「実体テスト」の導入を目指しています。また、欧州委員会は、税務上シエル事業体として認定された場合には措置を加えることを提案しています。また、課税分野の行政協力に関する指令(指令2011/16/EUまたはDAC)を改正して、情報の自動交換を行うことや、加盟国間における税務調査の要請も想定しています。

今後、加盟国は、指令案の最終的な合意を目指した交渉段階に入ります。EUでは、租税に関する指令の採択には27の加盟国すべての全会一致が必要です。欧州委員会は、2024年1月1日に規則を発効させるために、加盟国が2023年6月30日までに同指令を国内法に置き換えることを提案しています。

本アラートの詳細は、2021年12月22日付EY Global Tax Alert「[European Commission publishes draft Directive for preventing the misuse of shell entities \(UNSHELL\)](#)」(英語のみ)をご覧ください。

巻末注

1. 2021年5月18日付EY Global Tax Alert「[European Commission publishes Communication on Business Taxation for the 21st century](#)」(英語のみ)をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

関谷 浩一	パートナー	koichi.sekiya@jp.ey.com
荒木 知	ディレクター	satoru.araki@jp.ey.com
大堀 秀樹	ディレクター	hideki.ohori@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2022 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20220222

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp